

電子帳簿保存法の見直し

領収書や請求書などの税務関係書類に関する新しい保存ルールなどを定めた電子帳簿保存法(電帳法)ですが、これまでは2023年12月31日迄の宥恕(ゆうじょ)措置があった為、実務上で対応をされた企業・事業主は少なかったかと思います。令和5年度税制改正により、2024年1月以降も新ルールに無理に合わせなくても法律違反にならないことを認める内容となっています。今回は電帳法について簡単に説明した後、改正事項である新たな猶予措置(恒久措置)、検索機能要件の見直し、スキャナ保存制度の要件緩和について解説させていただきます。

電子帳簿保存法とは？

電子帳簿保存法とは、税務関係帳簿書類のデータ保存を可能とする法律で、電子データに関する保存義務や保存方法について定められています。下記3つの制度に区分されています。

⑥ 電子帳簿保存(任意)

最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿や国税関係書類はプリントアウトして保存するのではなく、電子データのまま保存ができます。(会計ソフトの元帳、請求書控え等

⑥ スキャナ保存(任意)

決算関係書類を除く国税関係書類(取引先から受領した紙の領収書・請求書等)は、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

⑥ 電子取引データ保存(義務あり)

注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データを保存しなければなりません。

※ 電子帳簿保存法に違反した際の罰則

電子帳簿保存法の要件を守って書類を保存しないと、下記の罰則が課される場合があります。

- 青色申告の承認を取り消される
- 推計課税や追徴課税を課される
- 会社法でも罰金が科されることがある(該当する場合、100万円以下の罰金)

電子帳簿保存法の見直し

ここからは、令和5年度税制改正により見直しのあった項目について解説していきます。

⑥ 新たな猶予措置(恒久措置)

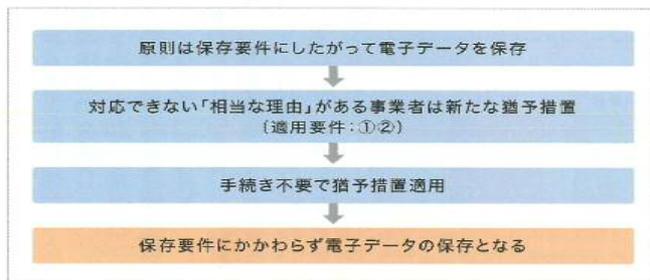
今回の一番大きな改正となりますが、電子取引データの保存方法について見直しがあります。
2023年12月31日迄 → 電子取引データも紙での保存可(宥恕措置)

2024年1月1日以降 → ・電子取引データの保存が必要

・一定の要件(※注1)を満たせば保存方法は問われない(猶予措置)

言い換えると、最低限の対応としては**2024年1月以降もこれまでと同様に紙での保存+電子取引データのみPCに保存しておけば良い**ということになります。

新たな猶予措置



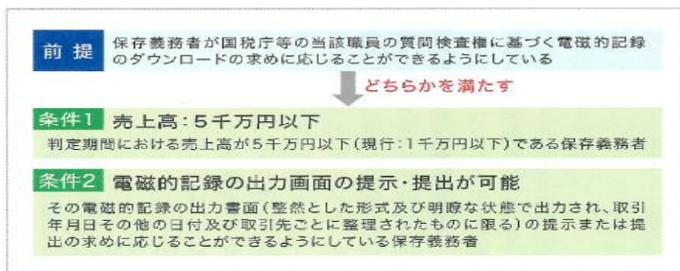
※注1 新たな猶予措置の適用要件

- ① 税務署長が相当の理由があると認める場合(手続き不要)
- ② 税務調査等の際に出力書面を提示・提出できるようにしていること、かつ電子データのダウンロードの求めに応じることができる。

⑥ 検索機能要件の見直し

保存された電子取引データ(請求書・領収証等)の検索方法についても見直しがされました。

「検索要件」が不要となる対象者



⑥ スキャナ保存制度の見直し

改正により、国税関係書類をスキャナで読み取った際の情報(解像度・階調・大きさ)の保存や、記録事項の入力者等の情報の確認が不要となります。

また、国税関係帳簿との間に、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこととされる書類が、重要書類(契約書・領収証等)に限定されます。

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。